

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年6月25日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（11名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	五味武彦君		金丸寛君
	松井豊君		清水正二君
	斉藤芳夫君		米山昇君
	山本英俊君		内藤久歳君
	池神哲子君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	有泉善人君
福祉健康部長	小林修君	建設産業部長	武川訓君
教育部長	勝村秀彦君	秘書政策課長	内藤博文君
企画財政課長	坂本太久己君	総務課長	長田治君
人事課長	生山勝君	消防防災対策室長	斉藤晴彦君

税務課長	齊藤 積 君	市民活動支援課長	奥野 経雄 君
子育て支援課長	三井 敏夫 君	建設課長	岩下 和也 君
生涯学習文化課長	樋口 充 君	スポーツ振興課長	望月 映樹 君
図書館長	古屋 正彦 君	総合政策係長	丸山 英資 君
財政係長	山田 洋 君	契約係長	高島 悟 君
消防防災係長	長谷川 秀明 君	市民税係長	山田 久美 君
資産税係長	宮本 裕 君	市民活動支援係長	相川 泰史 君
保育係長	長田 裕二 君	建設管理係長	飯沼 源治 君
生涯学習係長	酒井 厚志 君	施設管理係長	箭本 太 君
総務係長	坂本 和代 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会議務局長	中村 宗和	書記	山岡 広司
書記	松井 恵美		

審査内容

- 1 条例審査
 - 議案第51号 甲斐市税条例の一部改正の件
- 2 補正予算
 - 議案第54号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）
- 3 契約審査
 - 議案第57号 甲斐市宮南団地建築（第2期）建築主体工事請負契約締結の件
 - 議案第58号 竜王北保育園建築主体工事請負変更契約締結の件
 - 議案第59号 竜王西保育園建築主体工事請負変更契約締結の件
- 4 請願審査
 - 請願第26-2号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に関し、十分な国民的議論を望む意見書の採択を求める請願
 - 請願第26-3号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願

5 その他

開会 午前 9時28分

○委員長（三浦進吾君） ただいまの出席委員7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第51号 甲斐市税条例の一部改正の件外4議案及び請願第26号－2号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に関し、十分な国民的議論を望む意見書の採択を求める請願の審査外1件を行います。審査は、初めに条例審査から行い、その後、一般会計補正予算歳出歳入審査、規約の審査、最後に請願審査の順で行います。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願い申し上げます。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ3人、刷新クラブ1名、新政クラブ1名、共産党甲斐市議団1名、公明党1名となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第51号 甲斐市税条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤 積君） それでは、ご苦労さまです。税務課より甲斐市税条例の一部改正の件について説明させていただきます。

議案の23ページから27ページになります。

それで、議案の27ページに提案理由が告示してあります。この件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等を公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでありま

す。

説明につきましては、議会の資料のほうで説明をさせていただきます。議会資料の1ページから15ページになります。お願いいたします。

それでは、議会資料の1ページ、甲斐市税条例の一部改正の概要について主なものを掲げてありますので、説明をさせていただきます。

1として、市民税関係、①の外国法人にかかわる改正が行われたことに伴う所要の規定の整備ということで、国際課税原則の見直しにより、内国法人と外国法人を明確化し、外国法人における恒久的施設（支店等）帰属所得の算定ルールを定める等の所要の改正が行われることに伴う個人市民税、法人市民税の取り扱いに準じての措置ということで、これにつきましては、現在、外国法人の申告につきましては、国内に所在する外国法人の支店、それから国外にある外国法人の本店が日本国内で得た所得は日本での申告対象になっております。これを租税条約に沿って課税を見直すということで、国内に所在する外国法人の支店を独立した企業とみなして、その支店が国内外で得た所得は日本での申告対象と、それから、外国法人の国外に所在する本店が日本国内で得た所得は申告対象外になるということになります。簡単に言いますと、それぞれ支店、本店の所在地の国へ申告するということになります。それが条例関係、23条、48条、52条関係になります。平成28年4月1日からということになります。

次に、②法人税割の税率の引き下げに伴う所要の規定の整備、地方法人税（国税）の創設に対応して法人税割の標準税率及び制限税率が2.6%引き下げられることに伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る法人税割の税率を引き下げる規定の整備。これにつきましては、現在、法人市民税の法人税割の税率は甲斐市においては12.3%です。2.6%引き下げて9.7%になります。また、法人県民税、県のほうですね、その法人税割の税率が5%から1.8%引き下げられて3.2%になります。

これは地方団体の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、この引き下げに合わせて2.6%の引き下げ分と1.8%引き下げ分の合わせて4.4%を国税として地方法人税というものを創設すると。その税収については全額交付税の原資とするということで、法人住民税の収入が都会に集中していると。それを地方に分配するために、法人住民税のそれぞれ税率を引き下げて、その分を国税として地方法人税というものを創設すると。そのお金をいわゆる交付税の原資にするということで、それを地方の自治体に交付するという内容のために法人税割の税率を引き下げることになります。それが34条の4、それから、平成

26年10月1日からということです。平成26年10月1日からの各法人の事業に対して今度の適用がなるということでございます。

次に、③軽自動車税の税率の引き下げに伴う所要の規定の整備。軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用自動車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げ、原付及び二輪車の標準税率を約1.5倍、最低2,000円に引き上げる規定と、その適用と経過措置と。条例関係は82条関係です。平成27年4月1日から。

それから、④軽自動車の税率の特例。軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、初めて車両番号、いわゆる車検ですね、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車については標準税率をおおむね20%重課税を、少し税金を高くするというのが導入されるということです。これは附則16条関係で、平成28年4月1日からということで、ちょっとわかりづらいですので、2ページをお願いします。2ページの表を見てもう一度説明させていただきます。

2ページの表の真ん中に標準税率とあります。現行と改正後ということで、改正後の①ということで、平成27年度から新税率を適用ということで、原付二輪、それから農作業関係の小型特殊四輪、この改正後の①の50cc以下2,000円から、その他特殊車5,900円。これにつきましては来年度平成27年4月1日以後に平成27年分からこの金額に上がります。

次に、軽自動車三輪以上で27年4月1日以後に最初に新規検査を受ける者は、平成28年度から新税率を適用し、平成26年度までに最初に新規検査を受けた者については現行の税率のままとなると。②の重課税については平成28年度分から導入と。最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等が対象ということで、まず初めに改正後のほうの三輪から四輪以上ということで、三輪が3,900円、それから1万800円、6,900円、5,000円、3,800円と。

これにつきましては、平成27年4月1日以後に初めて新規登録した軽自動車について28年度からこの税額になりますよと。それで、平成27年3月31日まで、来年の3月末日までに新しく軽自動車を新規登録した分については、この新しい税率の適用ではなく、13年後に重課税4,600円、1万2,900円、8,200円、6,000円、4,500円、こちらに13年後になるということです。ですから、もう既に5年前、6年前にもう新規登録した車は、あと8年後とか7年後に13年を迎えたら、その翌年からこの重課税のほうになります。ちょっとややこしいですけども、そういうことで、来年の3月末日までに新規に新しく軽自動車を登録した人については13年後に重課税税率、この金額になるということで、その13年間は今の税率のままということになります。

次に、2番として固定資産税関係、①公害防止施設、設備に係る固定資産税の特例措置へのわがまち特例の導入、このわがまち特例というのは、24年の12月の議会でも説明をさせていただいておりますけれども、わがまち特例というのは、地方税法で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を地方団体が条例で決定できるようにすると。地域決定型地方税制特例措置と。これを略してわがまち特例というわけなんです。

公害防止施設または設備についてはわがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長ということで、またノンフロン製品に係る課税標準の特例措置が創設されたことにより、市の特例割合を定めるということで、公害防止施設または設備ということで、汚水、大気、土壌、3施設が対象施設としてもう既にこれは法律で定められていて、条例にも定められていますけれども、その期限が切れるため、2年延長ということになります。そして地方税法の内容ということで、汚水のところを見ていただければ、3分の1を参酌して6分の1以上、2分の1以下で市町村の条例で定める割合ということになっています。ですから、6分の1以上、2分の1以下で市町村が独自に定めることができるということになっておりますけれども、この3分の1を参酌しているということが、いわゆる標準税率とお考えいただければ結構だと思います。甲斐市としてはそれぞれの率の参酌ということで3分の1、2分の1、また土壌についても2分の1ということで現行の特例割合をそのまま定めたいということでございます。

次に、ノンフロン製品、これは新たに特例措置ということで地方税法に定められました。これについてはどういうものかということ、自然冷媒を利用した一定の冷凍、冷蔵機器に係る課税標準の特例ということで、一番わかりやすいのはコンビニのショーケースであります。コンビニのショーケースが一番わかりやすいと思いますけれども、そういうものを設置した場合については、この特例措置ということで、固定資産税の税率が2分の1を参酌して、3分の1以上、3分の2以下で市町村の条例で定める割合ということで……間違えました。ノンフロン製品のところは4分の3を参酌して、3分の2以上、6分の5以下で市町村の条例で定める割合ということで、市としましては4分の3を定めたいということでございます。これにつきましては、附則の第10条の2、公布の日からということで定めさせていただきたいと思います。

以上が一部改正の主なものでございます。

その他は条項の整備、また附則の22条の2、23条について東日本の大震災の関係ですが、それにつきましては地方税の附則に規定されているので、条例から削除するという

内容になっております。10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページと、東日本大震災に係る雑損控除等の特例ということですが、これは地方税法の附則のほうにも規定されているので、特に条例で定める必要がないということで、この部分を削除させていただくということでございます。

以上、非常に簡単で申しわけないですが、説明とさせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 資料のほうの1ページの2番でありますけれども、法人税割の標準税率及び制限税率を2.6%引き下げることではありますが、現在例えば本市にある法人、これから法人税割の税率を引き下げた場合に、どのぐらいの還元が地方交付金が出てくるかということではありますが、概略、今年度わかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤課長。

○税務課長（斉藤 積君） 交付税のほうにどれだけ、つまり甲斐市のほうへ来るかというのはちょっとわかりません。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、ちょっと教えて。先ほどの固定資産税関係の公害防止施設または設備ということで、これは償却資産に係るものの対象というふうなことになるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤課長。

○税務課長（斉藤 積君） そのとおりであります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1つ確認をしたいんですが、軽自動車の関係ですね。2ページですが、通常は乗用の軽車両7,200円、それから軽トラック等が4,000円ということで現行ですが、これが来年度から購入したものについては1万800円と5,000円になるというように説明がありました。この重課税率が28年度から導入されるということですが、13年たったものということで、例えば軽自動車7,200円でもう11年とかたっているというものは来年も7,200円ですけれども、その次の年には13年になったときには1万800円でなくて、いきなり1万2,900円になるというふうに理解してよろしいわけでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤課長。

○税務課長（齊藤 積君） 今おっしゃったとおりでございます。平成28年度にもう既につまり28年4月1日以前に13年経過しているものについては、こちらの重課税のほうに該当になる。今おっしゃるように、自家用であれば7,200円が1万2,900円ということで、多分平成14年度新規登録車になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第51号 甲斐市税条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 日本共産党甲斐市議団、樋泉でございます。

議案第51号 甲斐市税条例の一部改正の件の反対討論を行います。

なお、市税条例の中には市民税関係、それから固定資産税関係があるわけですが、特に市民税関係の中で軽自動車の税率の引き上げについてであります。軽四輪車等及び小型自動車に係る軽自動車税の標準税率の自家用自動車については1.5倍、その他については約1.25

倍引き上げるといふ改正であります。また、重課税率も2016年4月1日以後に最初の新規検査から13年を経過した軽自動車等について、軽四輪車等について標準税率のおおむね20%が重課される不当な制度であります。さらに原付及び二輪車の税率引き上げは標準税率の約1.5倍、最低2,000円に引き上げられる条例改正であります。特に50cc以下の原付については引き上げ幅が最も大きく、2倍の引き上げであります。今回の法律改正は国民消費税増税に加えて二重の負担を押しつけるものであり、同意できません。

以上、反対討論といたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいま反対討論がございました。

本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第51号 甲斐市税条例の一部改正の件を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時54分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第54号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は、初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

委員の発言は、一問一答方式で簡明にお願いします。

まず、歳出から説明を受け、審査します。

最初に、第2款総務費、第1項総務管理費、第14目諸費について説明を求めます。

奥野市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） おはようございます。ご苦労さまです。

それでは、市民活動支援課、6月の補正をお願いしてございます内容についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

補正予算説明書10ページ、11ページをお願い申し上げます。

一番上段のところになります。総務管理費の14諸費、負担金補助及び交付金の欄でございます。そちらの増額をお願いするものでございますので、内容説明をさせていただきます。

まず、10ページの上段をごらんいただきたいと思います。補正前の額6,256万6,000円、これに1,125万円の増額をお願いいたしまして、全体で7,381万6,000円とさせていただくものでございます。補正の財源でございますが、その他収入としまして1,370万。一般財源につきましては、後ほど説明いたしますけれども、245万減額ということで1,125万円の増をお願いするものでございます。

それでは、内容でございますけれども、ご承知のコミュニティ助成事業ということで、宝くじの助成事業がございまして、昨年諸申請を県を通して自治センターに申請をしておりましたところ、この4月に事業採択を受けまして、それに伴う補正増ということでお願いをするものでございます。

具体的には11ページの一番上段になります001自治振興事業ということで、こちらは500万。上限額250万で、2件、2自治会分でございます。こちらは補助率100%。

003地域集会施設設置改修事業ということで、これも昨年来から要望いたしましたものでございますけれども、いわゆる公会堂の新築工事、建てかえということで予定をしておりまして、事業採択されたことに伴いまして、そこにございます625万円ということで、補正増をお願いするものでございます。この625万でございますが、採択を受けた補助額は870万でございます。ただ、当初245万市の単独予算で補助をすることで予算をいただいておりますので、その補助数値の差額ということで差し引きをいたしますので、625万ということで増額

補正をお願いするものでございます。

ちなみに振興事業、これは公会堂の備品等々の購入経費でございますけれども、先ほどの500万につきましては、唐松団地と敷島台で事業を予定しております。また、地域集会所につきまして設置事業ということで、上町南自治会で今年度建てかえということで予定をしております、その補助金の対象となったものでございます。合わせまして1,125万の増額ということでございます。これに伴いまして、市の会計は通るだけでございますけれども、コミュニティ助成事業ということで1,370万円の増額を入でもお願いをしておりますので、あわせてお願いを申し上げたいと思います。

以上、説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、ご説明ありました自治振興事業の500万、250万のに唐松団地と敷島台ということですが、もうちょっと詳しい内容をお伺いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

相川係長。

○市民活動支援係長（相川泰史君） ただいまご質問がありました自治振興事業の500万円、唐松団地自治会、それから敷島台自治会ですが、主に先ほど課長が申しましたとおり、公民館関係の備品でございます。まず、唐松団地ですが、コピー機、それからパソコン、テレビ機器、DVDのレコーダー、それから冷蔵庫、それから夏場の暑さ対策等に使いますエアコン、あわせて給湯器、環境美化活動として草刈り機を予定しております。

続きまして、敷島台自治会ですが、夏祭りの盆踊り大会に使いますやぐらのステージ、それから、同じ夏祭りに使いますポータブルのアンプの機器ですね。並びにそれら備品等を保管しておきます簡易倉庫あるいは公民館備品としての会議用テーブルと折りたたみ椅子を予定しております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかに。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、ちょっとお聞きします。100%補助ということで非常に有利な補助金なんですけれども、今後もこういう補助金はある可能性はあるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） 自治総合センターというところがございまして、当面というか、宝くじの助成ということで、宝くじを助成することで普及促進等々を図っている事業でございますけれども、宝くじが販売されている限り、ちょっと時期はわかりませんが、継続してございます。ただし、全国組織でございますので、5件出して、そっくりオーケーですよというふうなわけにはいかなくて、向こうの審査もございますので、それを通過したものであるということでご認識をいただきたいのですが、事業自体は当分の間継続されるものと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 自治会が対象ですよ。自治会への周知といたしますか、こういう助成金があるからというような周知はどうされるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

相川係長。

○市民活動支援係長（相川泰史君） 自治会に対するこの事業の周知ですが、毎年5月下旬から6月上旬にこの市関係の自治会に対して補助金等の説明を行います。その際に、本事業等について説明を行って周知の徹底を図っております。平成24年度からこの事業採択を受けておりまして、今年度で3年目になっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

山本委員、いいですか。

○委員（山本今朝雄君） はい、ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第14目諸費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

第9款消防費、第1項消防費について説明を求めます。

斉藤消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） どうもご苦労さまです。

それでは、消防防災対策室より6月の補正についてご説明をさせていただきます。

補正予算書16ページ、17ページをお願いいたします。

上段の9款消防費、1項消防費、3目消防施設費につきまして補正前の額5,051万7,000円に対しまして287万円を増額させていただきまして、合計で5,338万7,000円とさせていただくものでございます。

補正額の財源につきましては、その他財源302万円、これにつきましては諸収入の雑入で、県からの防火水槽撤去、新設に伴う補償料でございまして、また、その他財源が増額となるため、一般財源につきましては15万円の減額をさせていただくものでございます。

それでは、節ごとの説明をさせていただきます。

右側003細目、消防施設整備費、13節委託料73万5,000円を増額につきましては、県道甲府韮崎線拡幅工事に伴いまして、双葉、上宿地区地内の防火水槽が道路拡幅部分に含まれるために、県の補償に伴いまして撤去及び新設の防火水槽を設置するための設計委託料でございまして、

続きまして、15節工事請負費213万5,000円を増額につきましては、設計委託にあわせまして消防水利の容量ができる40トンの防火水槽の設置工事を行うため、今回増額補正をさせていただくものでございます。

以上であります。よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） この防火施設の関係ですけれども、防火水槽はもう今は申請しても補助がつかないとか、つくってくれないとかというような話を聞いたんですけれども、どんなふうな状況でしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 防火水槽につきましては、今回のものにつきましては、あくまでも県の道路拡幅に伴うものの補償でございます。また、防火水槽の補助対象につきましては、金額的なものもございますので、現在市のほうとしては防火水槽を単独でふやすという考えは現在持っておりません。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 例えば県のほうということですがけれども、市でもそういう考え方で、これからは防火水槽でなくて、消火栓で対応するという考えでいるということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 当然防火水槽を設置する場合につきましては、用地的な問題もございますし、現在市につきましては消防水利という形の中で140メートル以内の中に最低でも1カ所消火栓を設置してございます。今後につきましてもそういう場所につきましては、できる限り早急に対応ができるという形の中で消火栓のほうで対応を考えていきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） この上宿の防火水槽なんですけれども、工事中に撤去して、また新たに作る間に防火水槽として使えない期間というんですか、そのときの安全管理といたしますか、その辺はどのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 現在ある防火水槽をつぶして新しくつくるわけですが、当然その周辺に消防水利としての消火栓が設置されてございますので、それにつきましては、消防団のほうに消防水利の活用という形の中で徹底をしていきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） その期間というのはもうわかっているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 今から補正が通りましたら、設計を組んだ中で工事発注という形になりますので、工事発注が決まった段階で早目に消防団のほうにご連絡をさせていただきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これは大きさとか、そういうものは同じものをつくる。それから、必要性も確認してつくるといことですよ。その辺聞きたいんです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 現在あるものにつきましては、防火水槽とは言えない27トンのものでございまして、これにつきましては、地元の要望、また県のほうの補償の金額等も協議した中で、あくまでも消防水利として捉えられるものにつきましては40トン以上の防火水槽が消防水利としての県のほうの補償対象の金額も上がるということで、地元のほうもぜひ40トンという形の中で今回40トンの防火水槽を設置するという形をとらせていただきました。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、40トンの防火水槽は双葉地区に何か所くらいになりますか。できたら甲斐市内の40トンの水槽についてお聞きします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 市内の40トンの防火水槽ですけれども、まず、竜王地区で18カ所、敷島地区で32カ所、双葉地区で19カ所、計現在69カ所設置をされております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） それで1カ所ふえるわけですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） そのとおりでございます。

○委員（樋泉明広君） そうすると70カ所になる。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 69カ所が70カ所に、1カ所ふえますということになります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の40トンの防火水槽ですけれども、敷島が多いということですが、地域的に言えば竜王が一番人口が広くてあれですけれども、その点についての設置の数ですね。それが今40トンということなだけで、ほかにも大小合わせてあるのかどうなのか、その辺のところは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） その他60トンと100トンの防火水槽がございまして、60トンにつきましては竜王に16カ所、敷島に2カ所、39カ所、計57カ所ですけれども、この60トンの防火水槽につきましては、各小・中学校の中にあります飲料水兼用も兼ねているものが10カ所ございます。あと100トンの防火水槽につきましては、竜王に14カ所、敷島地区についてはゼロ、双葉地区については3カ所ということで、計17カ所という形になって

おります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○議員（内藤久歳君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第9款消費費、第1項消費費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第6項社会教育費について当局の説明を求めます。

樋口生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） ご苦労さまでございます。

生涯学習文化課から6月補正につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書16ページ、17ページになります。

10款教育費、6項社会教育費、3目文化館費になりまして、253万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、001敷島総合文化会館管理運営費13万5,000円の増額ですが、敷島総合文化会館北側にあります駐輪場の屋根撤去工事になります。本年2月の記録的な大雪により、3棟あります駐輪場のうち1棟が屋根の支柱から折れ曲がり、危険なため、撤去をするものであります。

002双葉ふれあい文化館管理運営費240万円の増額ですが、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業で一般的には宝くじ助成事業になります。今年度の地域の芸術環境づくり助成事業におきまして、双葉ふれあい文化館が企画し、申請した事業が助成対象として決定になり、これに伴います補助金として歳入歳出を補正するものでございます。

具体的な内容につきましては、7月2日に行われます「6週間のダンスレッスン」になり

ます。なお、助成に伴い、入場料が半額くらいになり、大勢の方が鑑賞できるような効果が
ございます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 古屋図書館長

○図書館長（古屋正彦君） お疲れさまでございます。

図書館から補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書17ページをお願いいたします。

第10款教育費、第6項社会教育費、第5目図書館費、011図書館施設事業につきまして
200万円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳としては、第11節需用費200万円になりますが、空調設備の修繕に伴うものでありま
す。竜王図書館の冷暖房につきましては、熱交換を行うためのヒートポンプチラーの稼働に
より、水槽水の温度調整をし、その水を館内に循環させて冷暖房を行っておりますが、夏期
に向けて稼働を行おうとしたところ、圧縮機の部分に絶縁不良が起り、稼働不可能となり
ました。そのためヒートポンプチラー機器の部品の交換等による修繕を行うものでございま
す。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいま説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今回の図書館の空調の修理のお話なんです、前にもそういった図書館
の空調については、いろいろこれから課題があるという話を聞いたことがあったんですが、
今回のこの200万のことで、大体根本的から直るものなのか、それとも一時的にしか直らな
いものなのか、その辺のところ、今後の見通しみたいなのはありますか。これで大丈夫なの
かどうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋館長。

○図書館長（古屋正彦君） こちらの今回部品の交換といいますが、故障した部分につきまし
ては、熱を交換する部分の重要なところの部分でございまして、その部分が稼働しなくなっ
たということで、今回そのものを取りかえを行いましたので、十分今後対応できるものと考

えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） ふれあい文化館の240万の宝くじの助成ですか、これについて教えていただきたいんですけども、ふれあい文化館は指定管理になっているではないですか。この事業というのは指定管理者が行うということなのか、あるいは市が行う事業で、市が宝くじのほうに助成の申請をしたのか、この辺どのようになっているのか教えていただきたいのです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） 事業につきましては、山梨文化協会の指定管理者のほうが行う事業でございますので、今回市のほうから指定管理料として出している中の金額は使っておりません。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうすると、宝くじのほうからこのお金が助成で市のほうに入ってきて、市は通常の指定管理料プラスこの金額を指定管理者のほうに払うという、そういう形になるということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） この事業が先ほど申しましたように、ふれあい文化館のほうの企画事業として申請しました。それに対しての補助金ということで、その事業自体の半分になるんですけども、その事業の半분을こちらの宝くじの助成事業に充てて、残りの半分につきましては有料になりますので、そちらの収入、また市からの事業の中でその事業を進めていくということになります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちなみに今のこのふれあい文化館の事業ですね。7月2日の「6週間のダンス」、大体券どのぐらい売れていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） きょう確認した時点で6割程度だそうです。7月2日ということですので、まだ期間がありますので、ふれあい文化館のほうといたしましても、新聞の折り込みとかテレビのCMを今して、見ていただく方々に周知をしているような状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この補助金というのは多分満杯ということではいただいているのかなと思うんですね。だから、やっぱり頑張ってそうしないとまずいのかなみたいに思うんですね。草笛光子のすばらしいものですね。ぜひともやはり行かなければいけないかなと思ったんですけども、もうちょっとPR的なものをもっと具体的にどんどん積極的にやって、完売していただくように頑張ってください。

○委員長（三浦進吾君） 要望ですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、先ほどの図書館費なんですけれども、チラーの中の圧縮機ということで、これ圧縮機とはコンプレッサーだと思うんですけれども、部品というふうなお話をされたんですけれども、コンプレッサーそのものなんですか。部品なんですか。これでどのくらいコンプレッサーというのは年数がたっているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋館長。

○図書館長（古屋正彦君） 今の圧縮機のほうの部分、部品というのはそのもの全体を交換しましたので、こちらのほうが経過年数は18年たっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 清水議員。

○議員（清水正二君） じゃ、先ほどの部品というのではなくて、コンプレッサーそのものを

変えたということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋館長。

○図書館長（古屋正彦君） そのとおりです。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 聞き洩らしたかわからないんですけども、総文の駐輪場は撤去費だということなんですけど、撤去してしまったその後はどうなのか。撤去してしまったらどういふ不便があるのか、ちょっとお答えいただきたいと思うのです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） 費用につきましては、撤去の工事費のみでございます。

その後、今駐輪場の状況なんですけれども、3棟ございまして、満タンな状況では今ございません。また、日よけにつきましては雨漏りとか、屋根につきましては雨漏り、雨よけ、また日よけ等にもかかわってくるかと思うんですけども、午後には北側でございますので、大きなケヤキ等もございまして、日よけの部分については大丈夫かなというような思いもございまして、利用者の方々のご意見をお聞きしながら、今後は対応していきたいなど考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第6項社会教育費の審査を終了いたします。

次に、第10款教育費、第7項保健体育費について当局の説明を求めます。

望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 大変ご苦労さまです。スポーツ振興課から6月補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書は16、17ページの下段のほうになります。

第10款教育費、第7項保健体育費、第2目体育施設費、補正前の額1億1,954万9,000円に補正額350万9,000円の増額補正をお願いし、補正後の額を1億2,305万8,000円とするも

のです。

事業ごとの説明をいたします。

005双葉スポーツ公園維持管理事業につきまして、198万6,000円の増額補正をお願いするものです。

内容につきましては、2件ございまして、1点目はことしの2月に発生しました記録的な大雪のためにスポーツ施設にも被害がございまして、その中で双葉スポーツ公園につきましてはテニスコートの観覧席に設置されていましたが日よけ用の屋根が倒壊してしまいまして、現在応急的なシートを張って代用しております。利用者から早期設置の要望をいただいておりますので、隣接するゲートボール場と同等のカーポートを利用した日よけ屋根を設置したいと考えております。

もう1点は、スポーツ公園入り口までの擁壁の整備であります。現在、経年によるコンクリートの劣化やコケまたは黒ずみ等で全体的に汚れている状況です。双葉スポーツ公園ではこの夏に夏期巡回のラジオ体操が開催され、大勢の来場者が予定されますので、今回コンクリート壁の整備をしたいと考えております。これにつきましては、2月の定例議会で一般質問があり、また、予算委員会でも大分汚れているので、きれいにしてはどうかとご提案もいただいているところであります。

なお、壁の上部のフェンスについてですが、これも大分古く劣化をしておりますけれども、これにつきましては市の建設安全協議会のボランティア活動で塗装をしていただけるという予定でありますので、全体的にきれいになるものと考えております。

続きまして、009玉幡公園総合屋内プール運営費につきまして、152万3,000円の増額補正をお願いするものです。これにつきましても、2月の大雪の被害によるもので、内容的には屋上にあります空調用のダクトが雪の重みで設置場所から落下してしまいまして、破損をしている状況です。もとの状態に戻すように修繕を行うため、予算を計上しました。

なお、大雪の被害の関係ですけれども、今回お願いをした2件に、あと2件ございまして、報告をさせていただきます。敷島のB&Gプールのビニールシート張りの屋根一部が破損しました。これについては6月のオープンということで、間に合わせるために26年度の予備費を充当して修繕を行いました。修繕については5月23日に完了をしております。

もう1点につきましては、双葉B&Gのプールの雪どめの鉄材が落下をしております。修繕につきましては既存の年間修繕費30万ほどございまして、その中で対応できる範囲ということで、7月中には工事のほうは完了する見込みであります。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 丹波スポーツ公園の事業の中で、これは今、具体的にはどんなことをするのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 丹波スポーツ公園の壁面ですけれども、約350平米ほどありますけれども、表面の汚れを落とすケレン作業ということで予定をしております。サンダー等で表面をきれいにするという内容でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） ケレンだけで、よくその竜王立体のところ、国交省で塗ったではないですか、きれいにね。ああいうようなことはしないんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 新たに塗るということではなくて、表面の汚れを落とす委託料となっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第7項保健体育費の審査を終了いたします。

以上で歳出の審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、歳入について審査します。

第14款国庫支出金から第20款諸収入までを一括説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 大変お疲れさまでございます。

このたびの一般会計補正予算、総計で2億191万4,000円につきまして、財源となります歳入予算につきまして一括してご説明のほうをさせていただきます。

予算説明書のほうにつきましては6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、14款国庫支出金になります。2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金、2節の児童福祉費につきましては、保育緊急確保事業費補助金1,829万1,000円でございます。

内容につきましては、保育士の人材確保対策を推進する一環としまして、保育士の処遇改善に取り組みます市立保育所9園への保育士等処遇改善事業としまして、補助率4分の3で資金を交付することによりまして、保育士の確保を進めるための補助金という内容になっております。

また、当初予算で計上しておりました特別保育等にかかわります山梨県の安心こども基金事業が保育緊急確保事業に移行しましたことから、その財源となります3分の1の補助の財源を更正して、補正計上するものでございます。

内訳としましては、保育士等の処遇改善経費1,226万6,000円、事業移行に伴います財源更正分としまして、特別保育事業で515万5,000円、乳幼児の全戸訪問事業ということで87万円、これを合計しますと1,829万1,000円ということで補正の内容となっております。

次に、15款の県支出金でございます。2項の県補助金、2目の民生費県補助金、2節の児童福祉費補助金4,224万4,000円につきましては、まず民間保育所の整備事業としまして、

私立のかおり幼稚園への保育所増設に伴います事業整備費の2分の1の補助金の補正でございます。民間保育所整備事業につきましては、県の安心こども基金事業の補助金としまして収入をするものでございます。

次に、民生費の国庫補助金と同様に、保育士の人材確保対策を進める一環ということで、保育士の処遇改善に取り組みます市立保育園の9園、これの処遇改善事業ということで、これにつきましては8分の1で資金を交付することによりまして、確保対策をする県の補助金でございます。

また、先ほど申しましたが、当初予算で計上しておりました特別保育事業にかかわります県の安心こども基金事業、これが保育緊急確保事業に移行しましたことから、その財源となります3分の1の財源を更正するものでございます。

内訳のほうでございますが、安心こども基金事業の補助金としましては、民間保育所の整備事業について事業費の2分の1に当たります4,321万5,000円、それから、安心こども基金事業が先ほど申しました保育緊急確保対策事業へ移行したことに伴いまして、当初予算に計上しておりました安心こども基金の県の補助金904万円を減額して、これを差し引きして3,417万5,000円ということになります。

保育緊急確保事業補助金としましては、保育士の人材確保ということで、8分の1を交付するというので、県補助分としましては204万4,000円でございます。国庫補助金と同額の補助率ということで、3分の1の特別保育事業515万5,000円、乳幼児の全戸訪問事業87万円、これを合わせまして806万9,000円ということで補正となっております。

次に、4目の労働費の県補助金でございます。1節の労働費補助金につきましては、124万2,000円の補正でございます。緊急雇用創出事業補助金で10分の10ということで、峡中広域のシルバー人材センターへ委託して会員の新規就労場所を確保する事業としてございます。

5目の農林水産業費県補助金、1節の農業費補助金につきましては4,756万円、雪害に伴います被災農家への支援対策資金利子補給補助金ということで計上しました。また、施設の撤去、それから再建経費もあわせて計上してございます。利子補給につきましては、県が1%ということで、これの利子補給をする予定でございます。撤去経費につきましては、国・県のほうで4分の3、再建経費につきましては国・県のほうで10分の7という補助率で収入をさせていただきます。

次に、18款の繰入金でございます。1項の基金繰入金、1目も基金繰入金、1節の財政調整基金繰入金7,180万9,000円につきましては、今回の補正財源の不足分を財政調整基金

のほうから繰り入れるものでございます。

11目、それから2節のクライנגルテン基金繰入金164万8,000円につきましては、雪害によりますクライングルテン施設、クラブハウスとラウベになります。これの修繕経費ということで基金を繰り入れて対応するものでございます。

次に、20款の諸収入、5項の雑入、1目雑入でございます。1節の総務費雑入1,370万円につきましては、コミュニティ助成事業の補助金でございます。市民活動支援課所管の自治振興事業に対するもので、唐松団地の自治会、敷島台の自治会がそれぞれ申請しました公民館等の備品整備、これが一般コミュニティ助成事業としまして自治総合センターのほうから採択されましたので、市が500万円を収入しまして、そのまま当該自治会のほうに交付するものでございます。

また、上町南の公民館新築事業につきましては、コミュニティ整備の助成事業ということで、やはり自治総合センターのほうに採択されたものでございます。市が事業費の1,450万円の5分の3の助成金870万円を収入し、そのまま当該自治会のほうに交付するものでございます。

8節の消防費雑入302万円につきましては、県道葦崎線の拡幅工事に伴います上宿地内の防火水槽の移設補償費の追加分でございます。当初予算では27トンの補償費ということで計上しておりましたが、今回40トンのほうに移設するということで、追加の補償を収入するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページのほうをお願いいたします。

9節の教育費の雑入240万円につきましては、財団法人の山梨文化学習協会の自主企画事業、これへのコミュニティ助成事業ということで、やはり総合センターのほうから採択を受けまして、市が240万円を収入し、そのまま当該協会のほうに交付するものでございます。

以上が歳入につきましてのご説明となります。ご審議のほうよろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 質疑よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第14款国庫支出金から第20款諸収入までの審査を終了いたします。

以上で一般会計補正予算（第1号）の審査を終了いたします。

これより議案第54号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任お願いします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

55分まで休憩。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第57号 甲斐市宮南団地建築（第2期）建築主体工事請負契約締結の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） 説明の都合上、総務課及び建設課の関係職員を入室させていただ

きました。よろしくお願いいたします。

議案は45ページ、議会資料は32ページをお開きください。45ページ、32ページでございます。

議案第57号 甲斐市営南団地建築（第2期）建築主体工事請負契約締結の件につきましてご説明申し上げます。

この請負契約の内容につきましては、契約の目的として、甲斐市営南団地建築（第2期）建築主体工事です。

契約の方法は、一般競争入札による契約で執行いたしました。

契約の金額は、1億7,172万円でございます。

契約の相手方は、山梨県甲斐市名取393番地。渡辺建設興業・中込建設甲斐市営南団地建築（第2期）建築主体工事共同企業体、代表者、渡邊慎助氏であります。

提案理由としまして、この契約の締結については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続いて、今回の請負契約に伴う入札等の経過等につきましてご説明申し上げます。

議会資料32ページをごらんください。

入札経過に記載いたしましたけれども、入札につきましては事後審査型条件付一般競争入札により執行したものでありまして、入札公告を平成26年5月16日に行い、入札の参加受け付け期間を公告日から5月22日までの7日間としたところであります。入札については5月30日に執行しまして、審査した後、次の表に記載いたしましたが、6月2日に仮契約を締結いたしました。今回の入札の参加条件については、2社による特定建設工事共同企業体でありまして、代表構成員については、市内に本店を有します建築の経営審査点数が750点以上といたしました。構成員につきましては、市内に本店を有し、建築の経営審査点数が600点以上という参加条件により入札公告を行ったものであります。

入札に参加した企業体、いわゆるJVであります。表の右の欄に応札者の欄がありますが、樋川建築・山梨ハウス工業JVと渡辺建設興業・中込建設JVの2社が応札をいたしました。この結果、予定価格1億6,338万円に対しまして、渡辺建設興業・中込建設甲斐市営南団地建築（第2期）建築主体工事共同企業体が1億5,900万円で落札し、落札率につきましては97.3%でありまして、契約額については1億7,172万円となったものであります。工期については議決日から平成27年2月27日までとなっております。

なお、参考といたしまして、下段の表につきましては、この資料作成時点で入札執行が予定されておりましたので、電気設備工事及び機械設備工事の入札執行予定について工事名のみ付記させていただきました。その後、入札準備を進めまして、おとといの6月23日に両工事とも事後審査型条件付一般競争入札により執行いたしました。現在、この工事の入札につきましては、審査事務を進めている途中でございます。

以上で議案第57号につきましての説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この契約の入札執行の経過についてでありますけれども、後で審議をされます北保育園と西保育園ですね。建築主体工事の契約の経過についてであります。ここでは請負業者の紹介がきちっとされているんですが、この南団地の建築の場合の紹介がされていない。どういうことなんでしょうかね。請負業者の紹介。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） 後ほどご説明いたします議案58号、59号と相違する点につきまして、57号につきましては新規の議決要件ということで、この議案を作成し、ご説明させていただきました。

次の58号、59号につきましては、変更契約の件なので、改めて資料につきましては付記をさせていただくということでご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これは事後審査型という契約ですけれども、応札に対して、その事後審査型によって入札価格が高かったほうが落札したのか、それともその審査によって変更が

あったのか。要は低いほうが当然落札するわけですがけれども、事後審査だから、入札価格が高くても審査によっては高いほうが落札するケースがあるわけですが、今回の入札についてはそういうことはなかったか聞きたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） お答えいたします。

事後審査型条件付一般競争入札につきましては、入札の時点では落札候補者という位置づけでございます。価格の低い方のほうが落札候補者第1番目、応札業者2社ですので、次が落札候補者第2番目という位置づけの中で審査を行いまして、価格の低い1番目の方が今回の仮契約に至ったものでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第57号 甲斐市宮南団地建築（第2期）建築主体工事請負契約締結の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 甲斐市宮南団地建築（第2期）建築主体工事請負契約締結の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 甲斐市宮南団地建築（第2期）建築主体工事請負契約締結の件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 42 分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第58号 竜王北保育園建築主体工事請負変更契約締結の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） また先ほどと説明の都合上、総務課と子育て支援課関係の職員を入室させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案は47ページ、資料は33ページをお開きください。

議案第58号 竜王北保育園建築主体工事請負変更契約締結の件につきましてご説明申し上げます。

この変更契約の内容でございますが、契約の目的としまして、竜王北保育園建築主体工事でございます。

請負金額が変更前 2 億4,472万8,000円、変更後については 2 億4,509万4,120円となります。

契約の相手方は、山梨県甲府市飯田 4 丁目 1 番33号。三井建設工業・中村建設竜王北保育園建築主体工事共同企業体。代表者、鈴木茂夫氏でございます。

提案理由として、請負変更契約の締結について、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改めて本工事の入札の経過等についてご説明申し上げます。

資料の33ページをお願いいたします。

当初の工事の入札については、入札経過の3に記載のとおり、平成26年2月21日に執行したところでありまして、契約の方法は事後審査型条件付一般競争入札でございました。入札結果の表に記載してありますが、入札参加条件は2社による特定建設工事共同企業体で、

入札に参加しました共同企業体は2社が応札しました結果、三井建設工業・中村建設竜王北保育園建築主体工事共同企業体が予定価格2億2,896万円に対しまして、2億2,660万円で落札となり、契約額は2億4,472万8,000円となりました。

契約経過の表に記載してありますとおり、2月24日の仮契約を経まして、平成26年2月議会に契約議案として提出させていただき、ご議決をいただきましたので、工期は平成26年3月10日から平成26年12月12日までとする当初契約を締結したものであります。

今回ご審議いただく変更内容は、次の行の平成26年5月28日、第1回変更仮契約に契約額36万6,120円とありますが、この額を当初請負額に増額しまして、変更後、請負額を2億4,509万4,120円とさせていただくもので、理由としましては、労務単価の改定でございます。労務単価の改定については、最近の建設業界におけます労働市場の実勢価格を反映させるという背景があります。全国的に建設工事にかかわる技能労働者が不足する傾向が顕著となっていることから、労働市場の賃金水準が上昇しておりまして、技能労働者の適切な水準の賃金支払いを確保することなどを目的に、国土交通省が平成26年1月30日に、ことしの2月から用いる公共工事設計労務単価を発表しました。山梨県からも2月14日付で通知等もあったことから、本市としては2月以降の契約日における旧労務単価が適用されている工事について、新労務単価への変更を請求した請負者と変更契約を締結することといたしました。竜王北保育園建築主体工事の変更契約についても、この新労務単価を適用し、算出し直した請負代金額に変更するものでございます。請負業者の先ほどもご指摘にありました詳細につきましては、ページ下の記載のとおりでございます。

以上で議案第57号につきましての説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 申しわけないんですが、ちょっと勉強不足かもしれませんが、労務単価をもうちょっと詳しく説明してもらってもいいですか。ここで申しわけないですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、ご質問の労務単価についてご説明申し上げます。

公共事業に従事する建設労働者に対する所定の労働時間当たりの賃金の単価でありまして、農水省と国交省が行う公共事業労務調査に基づいて決定されまして、公共工事の工事費の積算に用いられる公共工事設計労務単価のことを労務単価というふうに言っております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 丁寧な説明ありがとうございます。実際の具体的なものをもうちょっと教えてもらえますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） すみません。実際的には普通作業員、いわゆる作業をする方でありまして、普通作業員、特殊作業員とか、あとは鉄筋工とか内装工事の工事をする方とかの作業に当たる方の単価でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 幾らかということを知りたかったですね。幾らなのかということも、私もそういう業界よくわからないものですから、なかなかイメージが湧かないんですよ。申しわけないです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） ご説明いたします。

私も今見ている資料が国からの資料でございますけれども、2月から適用する公共工事設計労務単価につきまして、平均で約7%上がっているということに基づきまして、今回の対応が必要であるというようなことでございます。職種によりましてはいろいろ細かい数字があるんですけれども、先ほど三井課長が申し上げましたとおり、普通作業員、鉄筋工、型枠工でそれぞれ割合は違っているんですけれども、おおむね平均7%全国的には賃金が上がっているというような情勢がございます。

○委員長（三浦進吾君） 三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、全国的な労務単価の平均で答えさせていただきますが、全国が先ほど総務課長が申しましたように、約7%上がったということで、1万6,190円、これは平均でございます。全体の労務単価の平均で1万6,190円になったということでありまして、被災3県でありますと8%以上上がっておりまして、1万7,671円というところであります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 1時間当たりのということですか。ごめんなさい、1日当たりの労務単価が1万6,000円ということで、それを足したというか、一応変更で出てますよね、36万6,120円。これがそれに当たるということによろしいんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 労務単価の設計書の中に入っている一位代価表の労務単価の額を7%上げた額、それで入札率で落とした額が先ほど申し上げた変更の額であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちなみに、今全国平均でしたね。県の平均というのはわかりますか。山梨県の平均はわかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 全国平均は細かく見ますと7.1%、山梨県も7%というふうに伺っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 今の関連質問ですけれども、一度契約してしまったものがまた単価が上がったからということで変更という、契約した場合はもうその金額でもってずっといくということはないですか。もしこういうことがあっても市で負担するわけではなくて、落札した業者が負担するということはないですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 公共工事の標準請負契約の約款の中の25条に、いわゆるインフレスライド条項がございまして、大幅な賃金等の急激な変動に対処するというところで、この条文が入っております。今回は国・県ともこの条項を適用しなさいということで、通常は労務単価は4月に改定されて、年度ごといくわけなんですけど、大幅な経済状況の変化があったということで、2月に国が示したということでもありますので、それに伴ってこのイン

フレ条項を適用するようにと。既契約のものにあっても、2月以降の契約については業者からの申し入れを受けなさいというような指導がございまして、私どもが請負業者のほうにこういう条項がありますけれども、いかがいたしますかというふうにお聞きしたところ、適用を望んだため、この変更ということになったということでもあります。よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 今回の場合は労務単価ということで人件費ですけども、資材費とかがまた大幅に上がったとかということであった場合も、それに対応するかどうかということで、また入札というのは金額が、この金額でということでもって落札したわけですから、そんなことではほかの業者が私は前のままでもっていいですよという業者がいるかもしれないし、1回契約してからそういうことを変更というのがちょっと何か腑に落ちないような気がするんですけども、国からの指示ということでもってそれに従ったということらしいですけどもね。

○委員長（三浦進吾君） 答弁もらいますか。いいですか。

○委員（小浦宗光君） はい、お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 委員さんのおっしゃるとおりでございまして、大幅な改定があったため、インフラスライド条項を適用したということでもあります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 落札率が99%という高い落札率ではありますが、随契に大分近い。この経過についてはどうなのでしょう。もう一度説明をお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） 入札の経過ということでございますけれども、予定価格等を定めるに当たりましては、設計者によりまして適正に算出されていると思いますし、その所定の入札手続によりまして入札結果に基づきまして請負を決定しておりますので、そのような形でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 99%というと、この前ラインガルテンのあそこの住宅、それから

センターの工事の落札がやっぱり99とか98とか非常に高い落札率だったんですが、95%以上の落札率というのは何か言ってますよね。だから、そういうふうな疑惑を持たれるというふうなことではまずいわけですけども、99%の落札率に至った、今さっき大ざっぱに言いましたけれども、実際に落札された金額で、それを決定をしたと。決まったということで、それじゃもう一つの会社はどのくらいの落札状況だったんですか、金額は。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ただいまの前の、従前の契約についてご質問いただいているんですが、これはご議決済みというふうに私は理解しているんですが、落札率が高いということでご意見ありましたので、この変更に関係ありますので、ちょっとご説明申し上げます。

建設工事におきましては、先ほど申しましたように、設計書中に代価表、つまり材料単価と労務単価の量を足しまして、歩掛を足しまして行っておるんですが、これが非常に少のうございまして、通常材工価格、いわゆる材料費と施工する工事の割合を合計しまして単価になっております。ですから、実際の労務単価というのはもっと中に多く含まれておりまして、金額が2億からの金額ですから、労務単価はもっと多いと思います。ただ、そういうことでありますので、その材工価格の場合は労務単価が反映されておりませんので、今回の変更額が少ないということでありまして、そのほかは見積もりとか材工価格の実勢価格で設計がされておりますので、先ほどの99%というのはそういうものを反映して高い落札率になっていると。もともとともうその労務単価等々が見込まれていて高い落札率になっているのかなというふうに感じております。

○委員長（三浦進吾君） 長田課長。

○総務課長（長田 治君） もう1社の入札価格のご質問でよろしいですか。もう1社のほうにつきましては、ちょっとしゃくし定規で申しわけありませんが、入札結果の公表要領等によりまして、ホームページの掲載等はうたっているところなんですけれども、あと課における閲覧等とするというような内容がございまして、この場ではちょっと控えさせていただきたいと思います。閲覧は総務課で可能でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今の労務単価の7%の反映で変更額が36万ということですが、今、三井課長の説明によると、材工価格には反映されてないということは、この36万6,000円の反映された労務費というのは管理費ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃるとおり、管理費が主でございますが、ここの北保育園、次に西保育園がございますが、設計者が異なっておりますので、その設計者の設計状況によりまして一位代価表に労務単価が反映している量がちょっと違いますので、それによって価格が違うんですが、その反映されたものについての変更をお願いするものであります。

○委員長（三浦進吾君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 私はこの7%の労務単価の反映は本来であれば材と工を割って、その工の部分にも反映するべきというふうに思っていますけれども、今回のこの物件については非常にそういう意味で言うと、今ほかの委員さんが言われたように、落札率が高いと言えけれども、現実的には7%の反映がされてないというふうに思います。だから、今後の入札についてはこの辺のこともよく検討されて入札すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） 議員さんのご指摘も踏まえまして、今後留意してまいりたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今この変更の部分で具体的には36万6,000円と、下の16万2,000円という数字が出ているわけですが、今の説明の中で7%ということなんですけれども、要はこの36万6,120円と、この16万2,000円が出てきた根拠、それから、その計算、どこを

どういうふうやってこの数字が出てきましたという、それを言うていただければ納得すると思うんですよ。7%とかそういうのではなくて、この計算をしてはじき出した、そのことを説明してください。そうすれば全てわかりますから。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 繰り返しになりますけれども、設計書中の代価表の労務単価の単価を従前の単価から7%、平均ですが、上げた単価にして歩掛を掛けます。原材料費を出したものを積み上げたものがここに記載された数字であるということでありまして、そのほかにつきましては、先ほど申しあげました材工価格で設計がされているということでもあります。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの、これなぜ言うかということ、2億からの工事、先ほどの説明だと労務単価も込み込みでというこういう形の中で、実際問題こんな小さい数字で、2億何千万かの工事で労務単価も含めてこういう状況の中でこんな数字でいいのかな。逆に少な過ぎるんじゃないかという疑問もあって、だからそこはあくまでも計算上の数字だと言うけれども、その辺が非常に納得できない部分があるので、その辺はどうなんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 一般的なお話をさせていただきますと、建築工事多々ありますけれども、労務単価の割合というのがおおむね15%から20%、私は考えております。これが7%平均で上昇しているということで、単純に北保育園のものを見ますと、変更額が二百五、六十万になるのかなと、その辺になるのかなとは思っております。それが36万6,000円の増ということでありまして、その要因は先ほど言いましたように、実勢価格で設計されたものが多いということで、ほとんど建築工事实勢価格で設計されておりますので、その中の労務単価は反映されていないと。

それはどうかといいますと、実勢価格、通常のいわゆる建設物価、それから建築コスト情報とかというものを設計を担当した業者さんが数字を拾うと。それから、あとは3社見積もりをとって、その中の低い額を設計に入れるというような形になるんですが、それを直近のほうで行っておりますので、先ほど言いました労務単価は4月に掲示された労務単価をずっと使っているわけで、見積もりを徴した場合は、その見積もりの時期がごく近い時期でござ

いますので、それにはそのときの経済状況が反映されているのかなということで、私が申しましたように、労務単価がある程度その中には反映されているということで、それは除いてあるということでもあります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

いいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第58号 竜王北保育園建築主体工事請負変更契約締結の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第58号 竜王北保育園建築主体工事請負変更契約締結の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 竜王北保育園建築主体工事請負変更契約締結の件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

次に、議案第59号 竜王西保育園建築主体工事請負変更契約締結の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） それでは、続きまして、議案は49ページ、資料は34ページをお開きください。

議案第59号 竜王西保育園建築主体工事請負変更契約締結の件につきましてご説明申し上げます。

この変更契約の内容につきまして、契約の目的としましては、竜王西保育園建築主体工事でございます。

請負金額が変更前 2 億 3,738 万 4,000 円、変更後については 2 億 3,754 万 6,000 円となります。

契約の相手方は、山梨県甲府市青葉町 15 番 4 号。日経工業・樋川建築竜王西保育園建築主体共同企業体。代表者、長澤浩正氏です。

提案理由として、請負変更契約の締結について、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

改めて本工事の入札の経過についてご説明申し上げます。

資料の 34 ページをお願いします。

先ほどと同じように、当初の工事の入札につきましては、入札経過の 3 に記載のとおり、平成 26 年 2 月 21 日に執行したところでありまして、契約方法は事後審査型条件付一般競争入札でした。

入札結果の表に記載してありますが、入札参加条件は 2 社による特定建設工事共同企業体で、入札に参加しました共同企業体は、2 社が応札しました結果、日経工業・樋川建築竜王西保育園建築主体工事共同企業体が予定価格 2 億 2,303 万円に対しまして、2 億 1,980 万円で落札となり、契約額は 2 億 3,738 万 4,000 円で行いました。

次の契約経過の表に記載してありますが、2 月 24 日の仮契約を経まして、平成 26 年 2 月議会に契約議案として提出させていただき、ご議決をいただきましたので、工期は平成 26 年 3 月 10 日から平成 26 年 12 月 12 日までとする当初契約を締結したものであります。

今回ご審議いただく変更内容は、次の行の平成 26 年 5 月 28 日、第 1 回変更契約に契約額 16 万 2,000 円とありますが、この額を当初請負額に増額しまして、変更後請負額を 2 億 3,754 万 6,000 円とさせていただきもので、理由としましては、先ほどの竜王北保育園と同様に、労務単価の改定でございます。労務単価の改定につきましても竜王北保育園と同様の背景によるものであります。竜王西保育園建築主体工事の変更契約等につきましても新労務単価を適用し、算出し直した請負代金額に変更するもので、表にあります 16 万 2,000 円は新労務単価で算出し直した増額分となります。

請負業者の詳細につきましては、ページ下の記載のとおりでございます。

以上で議案第 58 号につきましての説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

す。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） 先ほどから聞いているんですけども、労務単価が変わったということで、その前のと今回で労務単価の見直し、金額的には2億4,000万という中と2億3,000万という中で、そんなに変わらないんですけども、その前のときの36万、税抜きであれば33万9,000円ですけども、これに16万2,000円ということで、その差が先ほどからの説明の中で、その材料と公費が複合になっている設計者のそういったものと、そうでない単独的な労務単価の設計でもって上げたもののその差額というふうな解釈になるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 先ほど申しましたように、在庫価格で出したものの量の違いでこの金額の違いが出てきたと理解しております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

清水議員。

○議員（清水正二君） 今の説明だと、ちょっと在庫であれば平均的にその上がった分というのは出てくると思うんですよね。先ほどの説明の中で、設計者によって違うという話があったんですけども、となれば、労務単価1つの公費で上がっている項目と、材料と労務単価が込みになっているというものがあって、その積算の中でもって、要するに労務単価のみでもって、工賃のみで上がっているものであればこういう積算というふうな形で納得できるんですけども、今の話だと全体の中の積み上げということであれば、金額的に先ほどから話に出ているこの金額ではおかしいと思うんです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 1つ言いますと、見積もり金額で設計書に入れてある場合、見積もりをとりまして、これは中に工事一式で入っております、労務単価の割合は書いてございません。これは労務単価の今回の増額には反映しておりませんので、それが西のほうで金額の増額が少ないですから、西のほうでそういう割合が多かったというふうに理解しております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第59号 竜王西保育園建築主体工事請負変更契約締結の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 竜王西保育園建築主体工事請負変更契約締結の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 竜王西保育園建築主体工事請負変更契約締結の件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 零時02分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、今定例会初日に付託されました請願について審査を行います。

初めに、請願第26－2号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に関し、十分な国民的議論を望む意見書の採択を求める請願を議題といたします。

それでは、紹介議員より請願の内容説明等をお願いします。

松井議員。

○議員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

そこにありますように、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に関し、十分な国民的議論を望む意見書の採択を求める請願が甲斐市大下条842－4、4人から始める本気の会、代表、持原ひろ美さん。地内の4人の女性のグループですが、こちらから議長宛てに出されています。

私のほうで既に皆さん、お読みいただいたと思いますが、請願事項、請願理由について読み上げて、私の紹介とまずさせていただきます。

請願事項。憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に関し、甲斐市議会から、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に国民的な論議を尽くし慎重な審議をすることを求める請願を採択し、意見書を国に提出すること。

請願理由。戦後69年、日本はノーベル平和賞候補にもなった世界に誇れる平和憲法を持ち、その間、戦争でも一人も殺し、一人も殺されていません。戦争を知らない国民が増えてきたからこそ、世界で唯一「戦争をしない国」であることを深く考える時ではないでしょうか。

一般市民である私達は、現政権の安倍総理が憲法解釈の変更により、集団的自衛権の行使を容認する動きを加速させていることに、大きな不安を抱いています。子供や孫を戦争に行かせてはいけない、今行動しなくては、きっと後悔すると思い、請願の提出を決意しました。

集団的自衛権とは、政府解釈によると、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、武力を持って阻止する権利」です。これまで歴代政権は、「憲法上、集団的自衛権は認められない」ということを国会で繰り返し公式見解としてきました。憲法は、国家権力を規制する最高規範のはずです。時の政権によって安易な憲法解釈で変更が可能になるなら立憲主義は成り立ちません。

これまでも、平和憲法がアジアと世界の平和に貢献してきました。甲斐市は、平成18年に核兵器廃絶平和都市宣言を行っています。その中の「世界の恒久平和と安全の実現は人類共通の願いです。全ての人類は安全で平和な生活を営む権利を有しています。」という理念

からも、「海外で戦争のできる国」を目指すのではなく、今こそアジアと世界の平和に貢献する日本の役割を重視していくときです。おりしも、甲斐市市制10周年の節目の年にあたって、これからも宣言どおり、一人一人を大切にし、平和に暮らすことができるよう心から願います。

つきましては、地方自治法第124条及び甲斐市議会会議規則第139条の規定により、上記のとおりお願いします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ただいま朗読がございました。

これより内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今回のこの請願の冒頭に「国民的な議論を尽くして慎重審議をすること」ということがうたってあるわけですが、この議論、慎重審議されていないような根拠はあるのかどうかということではありますが、紹介議員にご質問をいたします。

○委員長（三浦進吾君） 紹介議員、松井議員。

○議員（松井 豊君） 国民にとっても非常に性急な内容で持ち出されたという印象があると思います。現実にいわゆる後方支援になるわけですがけれども、アフガン戦争ではNATO諸国、21カ国で1,031人の犠牲者が出ています。ドイツでは54人ですが、これについては朝日新聞でも具体的にどういった被害が出ているかということをつし報道していたと思いますので、ごらんになった方もいると思いますが、明らかにこれまで一人も殺し、殺されない時代が続いたにもかかわらず、現実にもそういったことが起き得るし、内閣はもうそれを想定しているわけです。このことが国民の隅々まで論議をする必要があることであって、余りにも性急過ぎるとするのは、この請願者の声も含めて多くの国民が感じておられると思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 集団的自衛権についてでありますけれども、今までの政府のうたってきた見解は、憲法上認められないのが集団的自衛権だということでもありますけれども、安倍政権がにわかにかこの改憲解釈というようなことで、そういった傾向に傾いた、その根拠は実際今までの過程の中ではどんなものがあるのかご質問をいたします。

○委員長（三浦進吾君） 紹介議員、松井議員。

○議員（松井 豊君） 安倍首相は前にご存じのとおり、憲法96条を改定して、過半数で憲法を変えられるように国会議員もしようと思いましたが、これが成功しませんでした。ご存じのとおり、改憲論者の筆頭に挙げられている慶応大学の小林教授でしたか、こういうやり方は裏口入学に等しいということで批判をして、正論で論議しろということを行いましたけれども、そういう声も含めて96条の改定もできませんでした。かくなる上は過半数国会で通っているんだから、内閣最高責任者が決めてもいいじゃないかという、こういう論議だと思いますが、一言で言えば海外で戦争できる国の体制をつくりたいということだと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

これより本請願について、順次各委員の意見を求めたいと思います。

それでは、副委員長、滝川委員、お願いします。

○委員（滝川美幸君） それでは、私も4月に議員になったばかりで、非常に最初から難しい課題に取り組まなければいけないなと思っておるところでございますけれども、こちらの私のほうにも4人の会の女性のほうからご連絡いただいております。女性としてはやはり将来のことを考えて、今性急に進めていただくことは非常に国民の一人として遺憾だなと思っておりますので、この請願に対しては同意したいと思います。採択したいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、長谷部委員、お願いします。

○委員（長谷部 集君） 憲法の解釈あるいは集団的自衛権について容認かそうではないかという議論の前に、国民的議論をさらに深めるという意見書ですので、先ほど松井議員の否定的な説明はあったとはいえ、議論を深めるという必要性について私も必要だと思いますので、採択とさせていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、山本委員、お願いします。

○委員（山本今朝雄君） 今の経過を見ましても、余り国民の皆さんの意見も聞かない。国会でも十分論議がされてない状況だと思います。ましてや憲法解釈変更で自衛権の行使を認めるということは、まだまだとても時期尚早だと思います。歴代の内閣すらそのことが出てなくて来たわけでございますから、もっとももっと論議を重ねてと思いますね。ですから、請

願の趣旨に私は賛成し、採択としたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、小浦委員、お願いします。

○委員（小浦宗光君） 国会で十分に審議されることが一番望ましいですけれども、自民、公明両党が大筋で合意されたというようなことでありますけれども、この国民的論議を深めるということは、これからも、まだ遅いですが、十分にこれからしていかなければならないことですので、私もこの請願には採択ということでもってお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） この請願にもありますように、歴代政権が憲法上集団的自衛権は認められないということを国会で繰り返してきたことを公式見解にずっともうこの70年近くやってきたと。そのおかげで結局日本は戦争にも、いろいろあったけれども、参加しないでこれたということ。これを公明党としてはずっとやはり支持をしてきているわけですね。

今お話の中で合意とかという話もありましたが、私はこれをしっかりと持って、公明党としては今議論を深めて、党内に持ち帰ってもやっています。もう第9回目がきのう終わって、党内でまた始まるわけですが、そういったことに関してのこの請願自体は、国民的議論を望むということですので、十分な、ここの部分では本当にそのとおりだと思います。ですから、この請願に関しましては採択でいいと思います。

○委員長（三浦進吾君） お諮りします。時間があれでございますので、延長でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今の安倍内閣の方向は皆さんも言ったように、日本が海外で戦争できるような国にすると。集団的自衛権の行使を容認していく方向で今動いているわけですね。またいつか歩いてきた道ということになりかねない。こんなことは許してはならないですが、十分にやっぱり議論を尽くす。安倍内閣の方向は何しろ解釈改憲先にありきというふうな状況でございます。十分に国民的な議論を尽くして、国会でも十分審議をしてやらなければいけないというふうに思います。こんな危険な集団的自衛権の容認は絶対に我々は反対なんです、そういう立場からいけば賛成で、十分な議論を尽くすこの請願には賛成でありますということです。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございました。

皆さん方の意見を伺った中で、ある程度集約できましたので、これより請願第26－2号憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に関し、十分な国民的議論を望む意見書の採択を求める請願について採決を行います。

本請願は採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

それでは、休憩いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 零時11分

○委員長（三浦進吾君） それでは、会議を再開します。

先ほど採択されました請願は関係機関への意見書の提出が求められておりますので、これより意見書案について協議いたします。

初めに、事務局よりご説明をお願いします。

山岡事務局。

○書記（山岡広司君） それでは、意見書のほうを朗読させていただきますので、ご審議をお願いしたいと思います。

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に関し、十分な国民的議論を求める意見書（案）

戦後69年、日本はノーベル平和賞候補になった世界に誇れる平和憲法を持ち、その間、戦争で一人も殺し、一人も殺されていません。戦争を知らない国民が増えてきたからこそ世界で唯一「戦争をしない国」であることを深く考える時ではないでしょうか。

一般市民である私達は、現政権の安倍総理が憲法解釈の変更により、集団的自衛権の行使を容認する動きを加速させていることに、大きな不安を抱いています。子供や孫を戦争に行かせてはいけない、今行動しなくては、きっと後悔すると思い、請願の提出を決意しました。

集団的自衛権とは、政府解釈によると、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃

を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、武力を持って阻止する権利」です。これまで歴史政権は、「憲法上、集団的自衛権は認められない」ということを国会で繰り返し公式見解としてきました。憲法は、国家権力を規制する最高規範のはずです。時の政権によって安易な憲法解釈で変更が可能になるなら立憲主義は成り立ちません。

これまでも、平和憲法がアジアと世界の平和に貢献してきました。甲斐市は、平成18年に核兵器廃絶平和都市宣言を行っています。その中の「世界の恒久平和と安全の実現は人類共通の願いです。全ての人類は安全で平和な生活を営む権利を有しています。」という理念からも、「海外で戦争のできる国」を目指すのではなく、今こそアジアと世界の平和に貢献する日本の役割を重視していくときです。おりしも、甲斐市市制10周年の節目の年にあたって、これからも宣言どおり、一人一人を大切にし、平和に暮らすことができるよう心から願います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月27日。山梨県甲斐市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、外務大臣、内閣法制局長官。

以上になります。

○委員長（三浦進吾君） ただいま事務局より意見書の案について説明が終わりました。

この意見書（案）について修正箇所がございましたら意見を伺いたいと思います。

ございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 11行目ですけれども、「歴史政権」でなくて「歴代政権」ということですね。これは単なる間違いだと思えますけれども、11行目。「歴史政権」とある。

「歴代政権」ですね。打ち間違えているね。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

ほかにごございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 文章全体が請願文をそのまま引用しているということだと思えますけれども、5行目の「一般市民である私達は」とか、これは議会から出すものなので、もうその時点でちょっと間違っていますし、「請願の提出を決意しました」とか、最後のほうでも「甲斐市市制政の10周年の節目」とか、余り意見書にはふさわしくないようだと思います。

ます。これは全体的に変える必要があると思うんですけども、今この場でこれを進めるのはちょっと難しいような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 零時 16分

再開 午後 1時 30分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

先ほど意見書の案について皆さん方から論議していただきました。事務局から意見書の案が出ました。この意見書の案を見ていただいた中で、何か修正などあれば委員の皆様方にお願ひしたいと思います。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、意見書の案、賛成、委員の皆様方には後ほど委員会が終わった後でよろしいですけども、署名をお願いしたいと思います。

続きまして、請願第26－3号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員より請願の内容を説明等をお願いいたします。

松井議員。

○議員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

題名の憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願です。

議長宛てに甲斐市革新懇、正式名称は平和・民主・革新の日本をめざす甲斐市の会ですが、代表の中野一彦さんの名で、樋泉、松井が紹介議員として請願を提出しております。

先ほどと同じように請願趣旨を読み上げまして、説明とさせていただきます。

安倍内閣は、日本を「海外で戦争できる国」にするために、集団的自衛権行使の容認へと動きを強めています。集団的自衛権を行使するとは、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を使うということです。その行使を容認するとは、「海外での武力行使をしてはならない」との憲法上の「歯止め」を外すということです。安倍内閣は、憲法解釈を変

えることでこの「歯止め」を外そうとしています。

かつ日本は、2001年のアフガン報復戦争、2003年のイラク侵略戦争にも自衛隊を派兵しましたが、どちらも「海外での武力行使をしてはならない」との憲法上の「歯止め」があったため、自衛隊は、いわゆる「戦闘地域」には行きませんでした。いま、憲法上の「歯止め」が外れたら、自衛隊はアフガン戦争のようなケースでは、戦闘地域まで行き、米軍とともに戦闘活動が可能となり、イラク戦争の「多国籍軍」のようなケースでも、これに参加し、戦闘活動をやることになることは明らかです。この道に踏み込めば、日本の自衛隊が他国の人を殺し、自衛隊員から死者がでることも避けられません。

従って、わたしたちは、日本を「殺し、殺される国」にするための集団的自衛権行使容認を絶対に認めることはできません。

まして、政府の勝手な憲法解釈の変更で、集団的自衛権行使容認を進めるなどは「立憲主義」のあからさまな否定であり、許されるものではありません。最近の世論調査でも「集団的自衛権行使をみとめるべきでない」との声が急増しています。朝日新聞4月22日発表の世論調査では、解釈改憲による集団的自衛権容認については「賛成」27%に対し、「反対」56%となっています。

こうした世論も反映して、安倍政権のやり方に、歴代保守政権を支えてきた自民党幹部、改憲派の憲法学者、歴代の法制局長官などが反対の態度を示しているのは、主権者である国民が憲法によって国家権力を縛る立憲主義を壊してはならないからであり、時の権力が勝手な解釈で憲法を変えたら憲法が憲法でなくなるからです。

安倍内閣が、これまでの政府の憲法解釈を変更して集団的自衛権を容認する動きをやめるようもとめるものです。

以上の趣旨にたって、次のことをもとめます。

請願事項。政府に、憲法解釈の変更による集団的自衛権を容認しないよう求める意見書を提出してください。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ただいま紹介議員から内容等についてご質問のある方がございましたら質疑を行います。どうぞ。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本請願について順次各委員の意見を求めます。

それでは、滝川副委員長、お願いします。

○委員（滝川美幸君） さきに行われました26-2の請願に対しまして、非常にこれから先、慎重に国民の考えを重視して、議論していただきたいという継続という形になりましたので、この請願につきましても反対ではなく、継続審議という形でしていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

続きまして、山本委員、お願いします。

○委員（山本今朝雄君） 先ほども内容的に同じような請願が出たわけでございます。今回のこの内容も、私も理解できるんですが、さきの採択した内容、私も採択させてもらいましたけれども、さきのあれは憲法解釈変更による集団的自衛権行使に関し、十分な国民的論議を尽くすべきであり、国会での慎重な審議を尽くされることを強く要望することに賛成させていただきましたから、今回のこれは容認しないように求める意見書ということになりますので、継続審査を希望します。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

続きまして、長谷部委員、お願いします。

○委員（長谷部 集君） 憲法解釈、日本の最高法規である憲法に対する解釈については、ここにある文章の一部、私も理解できる部分もあるんですけども、今回の請願につきましては、集団自衛権に対して反対をするという意見書の提出ということでもありますので、さきのまずは論議を深めるという意見書を我々議会として出すことになっておりますので、まだ反対という特化した意見書を出す段階ではないと思いますので、そういう意味で継続審査が妥当ではないかと考えます。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

続きまして、小浦委員、お願いします。

○委員（小浦宗光君） 日本の国を守っていくという安全保障ということをもっと国会でも十分に審議しなければならないし、また、国民も十分に審議をしていかなければならない問題がたくさんあると思います。この請願に関しましては、今回は継続審議として、さらにまたいろいろな意見を聞きながら検討を進めるべきだと思いますので、今回のこの請願につきましては継続審議をお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

続きまして、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） 先ほどの請願に関しては十分な慎重審議を国のほうにお願いしたいということで採択をするということで賛成させていただきました。今回の場合には憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出ということになります。今ちょうどやっている最中と、国会は閉会しましたが、その後も引き続き与党内での協議も、また公明党内も毎日のようにやっております。そうした結果も踏まえまして、市として出す意見書ですので、踏まえてからでも遅くはないと思います。今はちょっと継続審査ということで、継続ということをお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほどの慎重、十分な国民的議論を求める請願と最後の文言を変えれば同じだというふうに解釈しますが、紹介議員でございますので、これを継続ということにしないで、やっぱり賛成をぜひしてもらいたいという気持ちで、この請願に対しては採択、賛成ということです。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

以上で委員さんの意見が終わりましたけれども、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○委員長（三浦進吾君） それでは、会議を再開いたします。

請願第26－3号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願について、採決いたします。

本請願は起立により採決をいたします。

本請願について継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時44分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

5、その他に入ります。

人事課よりその他の報告がございますので、お願いします。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。人事課からは口頭ではありますが、甲斐市を被告とした損害賠償請求事件の控訴の報告と弁護士費用につきましてご説明申し上げます。

6月4日の総務教育常任委員会におきましては、事件の経緯と甲府地裁の判決結果及び今後の対応につきまして、資料に基づき報告をさせていただいたところであります。今般、東京高等裁判所に控訴された経緯につきましては、本年5月27日、甲府地方裁判所におきまして、当時女性臨時職員である原告から出された損害賠償請求を棄却する判決が言い渡されました。原告はこの甲府地裁の判決を不服とし、東京高裁に控訴を行い、その控訴の書状が被告である甲斐市に先週の20日に送達をされたところであります。

控訴状の内容は、損害賠償請求額434万9,015円と収入印紙額4万500円を被告である甲斐市に求めるものであります。この控訴を受け、被告甲斐市では、代理人として東京高裁の審理をお願いする弁護士費用が必要となります。弁護士に委託する費用につきましては、ただいま6月定例会の開会中ですので、本来なら追加の補正予算を提出し、ご審議をいただくところですが、先週の20日の金曜日に控訴状が送達されたことから、早急に弁護士と委任契約を締結し、被告甲斐市は弁護士を代理人とする選任届を東京高裁に提出する必要性が生じたので、予備費で対応をさせていただいたところであります。時間的ないともがなかったことから、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、弁護士に委託する費用は68万400円であります。契約内容は、控訴審の第二審であります東京高裁の判決が出るまでの弁護士業務の一切の費用とし、契約時に着手金といたしまして半額の34万200円を支払い、その後、東京高裁の判決が出された時点で残金の34万200円を支払う契約内容であります。

以上、簡単ではありますが、控訴の報告と弁護士費用を予備費で対応させていただいた旨の

説明となります。

なお、議員各位には控訴されたことで第一審の甲府地裁に引き続き、多大なご心配をおかけするとともに、また、時間と経費を費やすことに大変申しわけなく思っておりますが、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願い申し上げます。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 見通しなんですけれども、この後こういうことが続きますと、どこまでこういった感じでいくのか見通しはありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 今後の見通しではありますが、甲斐市の代理人であります第一審を受け持っていたいただいた弁護士の先生とも相談しているところではありますが、今後審理は当然されるだろうと。ただ、その審理が一審の地裁みたいに14回行われるのか、それとも2回で済むのか、それはわからないということだそうです。ちなみに東京高裁の審理日程が今月中には日程が決まるということですので、正式に決まった中で代理人の弁護士先生と私で東京高裁へ行きまして、今後の審理につきましても確認をさせていただきたいというふうに思っております。ですから、今現時点ではどのくらいの審理日程になるかということとはわからないということでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、消防災害対策室長からご報告がございます。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） ご苦労さまでございます。

その他ではありますけれども、2月の大雪に伴う被害状況につきまして各自治会に協力をいただきまして、6月6日までの提出という期日の中で調査を行った結果をお手元の資料一覧にまとめさせていただきましたので、報告をさせていただきます。

竜王地区、敷島地区、双葉地区に分けさせていただきまして、全体の合計につきましては3枚目の双葉地区の合計の下が甲斐市の全体合計となっておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ただいまのご説明に質疑等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 全体のこういう被害の調査結果を今後の何か行政として、市として、こういうものを参考にしながら、何か支援をするというか、そういうふうなことは考えているのかどうなのか。ほかの県の制度とか別にして、この辺のところをただ調査するだけではなくて、何か支援をすることは考えているかどうか、その辺はどうなのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） 市ではこの大雪に伴いまして対応等におくれもあつたわけでございますけれども、現在、市ではそれに伴いまして雪害マニュアルを全体的に見直し、また、道路網の雪かき等のものも決めた中で今後対応をするという形をとらせていただきますけれども、全体的な被害、家庭の被害につきましては今のところ予算的なものについては考えてございません。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） せっかくこうやってこういうものを調査したわけだから、具体的なものはどうのこうのということじゃないけれども、今後のいろいろな面で活用してもらって、

また行政運営の中に生かしてもらいたいという、そういう思いがあります。これは要望で結構ですから、こんな形で活用してもらいたいということです。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっとお伺いしたいんですが、この被害報告が果たして現実なものであるかどうかというのをお尋ねしたいと思います。自治会を通してアンケートをとった結果だと思うんですが、私、長塚なんですけれども、こんな数じゃないんですよね。もっと10倍までいかないけれども、5倍ぐらいの数が倒れたりとか、例えばカーポートとか。ですから、これが本当の現実の数字なのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） これにつきましては、各自治会の会長さんをお願いをして、日数的なものをとらせていただきまして、ご報告をいただいた部分ではございますけれども、これが全体的に果たしてでは合っているのかという数字については多少疑問も残るところでございますけれども、自治会長さんのほうも苦勞をして各家庭から数字を上げていただいておりますので、私どもにつきましてはこの数字が一応現在の段階では正しいというふうに認識を持っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） この数で信用せざるを得ないということなんですけれども、次に考えるときにはこの数を基本ではなくて、もっと多かったよというのをひとつ頭に入れながら対応していただきたいというように思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

○議員（五味武彦君） はい、要望で結構です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、秘書政策課よりその他の報告がございますので、お願いします。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 大変お疲れさまです。秘書政策課の内藤です。よろしくお願
いします。

それでは、市長が本定例会の開会日に提案説明で申し上げましたが、市の木、市の花、マ
スコットキャラクターの人気投票の結果についてご報告いたします。

お手元にキャラクターの投票結果と人気投票の用紙の表面、それぞれがわかるものを用意
させていただきました。

まず、市の木、市の花についてであります。経過といたしましては、昨年本委員会でもご
報告申し上げましたが、11月に公募3人、団体推薦4人、識見者3人の合計10名の選考委
員会を立ち上げまして、専門的見地から甲斐市にふさわしい木と花を最終的にそれぞれ5点
に絞っていただきました。この5点はお手元の資料にあります5点になります。ことし3月
には広報紙や学校などを通じまして配布した投票用紙により人気投票を実施したところであ
ります。投票用紙につきましては、本委員会において家族で投票できるようにとのご意見を
いただきまして、6人まで投票できる様式としたところでございます。

投票結果はお手元の資料のとおり、投票総数5,827票でありました。市の木につきまして
は有効投票5,725票のうち45%の2,587票をケヤキが獲得し、1位となったところでござい
ます。市の花につきましては、有効投票5,728票のうち36%の2,089票を桜が獲得し、1位
となったところであります。

続きまして、市のマスコットキャラクターについてであります。経過といたしまして、昨
年11月に公募3人、団体推薦3人、識見者4人の合計10名でマスコットキャラクターの選
考委員会を立ち上げ、12月には広報紙やホームページ、公募専門雑誌などで呼びかけてデ
ザインの募集を行ったところでございます。締め切ったところ、全国から1,046点の応募が
あったところであります。選考委員会などで選考を行った後、最終的に候補5点に絞ったと
ころであります。結果はお手元の資料のとおり、有効投票5,726票のうち56%の3,186票を
獲得した「やはたいぬ」が1位という結果になりました。

4月になりまして人気投票の集計結果をもとに選考委員会が開催され、審議の中で人気投
票の結果を尊重した選考結果が市長に報告されました。市におきましては、選考委員会の報
告を尊重した中で、市の木、市の花、市のマスコットを決定し、市制施行10周年記念式典
の場で最終的な発表を行うことといたしているところであります。

以上、人気投票結果についてご報告申し上げました。議員の皆様には何とぞご理解とご協
力をよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 私もちよっとマスコットキャラクターの選考に一時携わっていたんで、ちよっと申し上げたいんですけども、たしかこの結果1位になったと。採用する作品については9月1日かな、設立まではクローズにしたいと。要するに名前をオープンにしないと。何が1位になったのかというのをオープンにしないという約束事で来ていたと思うんですが、もうきのうかおととい既に「やはたいぬ」という言葉がもう出てきました。どこまでクローズして、どこからオープンにしたのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 選考委員さんの節はいろいろありがとうございました。

今回お話しさせていただきましたけれども、市の最終結果、最終的な結果の発表は市制祭の日で行うということで、今回はアンケートの結果ということでご報告させていただいたところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） じゃ、あくまで投票結果ということでいいんですか。正式ではなくて、投票結果という報告で理解してよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今回は人気投票の投票結果をご報告させていただいたということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） きのうの補正予算の中で商工費だったですかね、商工費の中でマスコットキャラクターに関して委託料が700万ぐらい計上されましたよね。そのことについてお聞きしたいんですが、きのうの説明ですと、その運用は商工課を中心としてやっていくんだというお答えでしたが、このキャラクターはそもそもつくって甲斐市の10周年に向けてやっていこうという趣旨なものですから、もっと全庁的に、当然どこか中心になった部もあるんでしょうけれども、せざるを得ないんでしょうけれども、もっとこれだけのお金を使ってやるわけですから、金の問題ではないんですけれども、とにかく甲斐市はPRするんだというためには、どこの課がということではなくて、全庁的に市民も議会も巻き込んだ上でこれが非常に生きるような活動をしていってもらいたい。その点について小田切部長、どのようにお考えになっているか、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

小田切部長。

○企画政策部長（小田切正男君） ご説明をいたしますけれども、今の流れといたしましては、平成22年ですか、議会の一般質問からこのマスコットキャラクターが具体化したわけでございまして、ある意味議会のほうが生みの親でございまして、引き続き育ての親のほうもお願いしたいところでございますけれども、当然マスコットキャラクター自体の所管は当時決まっておきませんので、企画のほうで答弁をさせていただきましたので、9月1日のマスコットキャラクターが正式に発表されるまでは企画政策部のほうで担当いたしましたわけでございますけれども、そもそも一般質問の中にもありましたけれども、キャラクターの性格というのが外に向けては甲斐市の魅力発信、あと知名度向上、イメージアップですか、あと内向きには甲斐市の活性化、あわせてそれが甲斐市の最終的な緑と活力あふれる生活快適都市につながっていくということで、確かにベストの所管はどこかということは難しいところでございますけれども、そういった意味で甲斐市の観光大使であると。マスコットキャラクターについては観光大使をつくっていただくということでございまして、ベストではないけれども、よりベターとしては観光振興係の中で、観光振興のほうでこれを活用していただきたいということとなりましたけれども、そもそもこのキャラクター自体も甲斐市の中の半分の課の若手職員から成る検討委員会でこれを実際は検討しておりますので、今後の活用に当たってもその組織を温存して、たまたま中心的なものが商工担当のほうにやっていただくということで、そういった若手職員の英知を結集して、引き続きマスコットキャラクターを小さく産んで大きく育てるということでございますので、そもそもわくわくフェスタ等、全庁的

なそういった取り組みのノウハウもございますので、商工担当がやることになりますので、私どもといたしましてもできる限りのバックアップをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 今ご答弁いただいて本当に安心しました。市の職員の皆さん、若手の皆さんもそういう気持ちであれば、議会としてもそれをやっぱりバックアップするような体制で個人的には思っておりますので、ぜひそういう方向でこれがより実のあるキャラクターになり、市の花とか木がなれば良いと思っておりますので、ぜひまたその際は議会のほうへもお声をかけていただければありがたいと思います。要望で結構です。よろしく。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。2回。

○議員（五味武彦君） 2回やってはだめなのか。失礼いたしました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

それでは、委員よりその他で何かございましたらお願ひしたいと思っております。

ございますか、その他で。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 事務局よりありましたらお願ひします。

山岡事務局。

○書記（山岡広司君） 先ほどの請願の関係なんですが、この後提出につきましては賛成議員の署名をいただきたいと思っておりますので、残っていただいて署名のほうをお願ひをしたいと思います。

また、次回の総務教育常任委員会につきましては、7月16日水曜日、9時30分を予定をさせていただきたいと思っております。内容につきましては、今各課のほうへ取りまとめをしているところでございますので、よろしくお願ひします。

また、先日もお話をしました今年度研修ということで、また研修先のほうの案も考えていただきながら議題としたいと思っておりますので、何か考えておいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては慎重審議ご苦労さまでございました。

以上をもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時04分